

○金融庁告示第 号

暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）第二十五条第七項の規定に基づき、認定資金決済事業者協会の規則を次のように指定し、令和三年五月一日から適用する。

令和三年四月 日

金融庁長官 氷見野良三

暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十五条第七項に規定する金融庁長官の指定する認定資金決済事業者協会の規則は、「暗号資産信用取引に関する規則」（一般社団法人日本暗号資産取引業協会）とする。